◎新潟県訓令第16号

本　　庁
地　域　機　関

新潟県事務決裁規程（昭和35年３月新潟県訓令第８号）の一部を次のように改正し、平成30年１月１日から実施する。

平成29年12月26日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
別表第４（第６条関係）
（略）
出納局
（略）
<table>
<tr><th colspan="2">会計検査課</th></tr>
<tr><th>局長専決事項</th><th>課長専決事項</th></tr>
<tr><td>(1) 新潟県物品等入札参加資格審査規程（昭和56年１月新潟県告示第165号）第５条の規定により、参加資格を有するかどうかを決定すること。
(2) 新潟県物品等入札参加資格審査規程第９条の規定により、参加資格を取り消すこと。
(3)・(4)　（略）</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
別表第４（第６条関係）
（略）
出納局
（略）
<table>
<tr><th colspan="2">会計検査課</th></tr>
<tr><th>局長専決事項</th><th>課長専決事項</th></tr>
<tr><td>(1) 新潟県物品入札参加資格審査規程（昭和56年１月新潟県告示第165号）第５条の規定により、参加資格を有するかどうかを決定すること。
(2) 新潟県物品入札参加資格審査規程第９条の規定により、参加資格を取り消すこと。
(3)・(4)　（略）</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>